

## 令和8年第2回農業委員会総会 議事録

開催日時 令和8年2月27日(金) 午前8時55分～10時00分

開催場所 いちき串木野市役所 市来庁舎 3階会議室

出席農業委員(12人)

会 長	12番	岩 下 市 蔵
会長代理	11番	川 畑 千 秋
	1番	西 美 香
	2番	野 元 京 子
	3番	木 場 由美子
	4番	樋ノ口 正 信
	5番	古 賀 久美子
	6番	久木山 純 広
	7番	池 田 一 成
	8番	上迫田 薫
	9番	外 菌 健 藏
	10番	池 田 善 之

出席農地利用最適化推進委員(3人)

串木野地区1	古 川 千 明
串木野地区2	藤 園 宗 男
市来地区	橋 口 守

出席職員 篠原局長、松原主査、原田主査、棚町主査

議事録署名委員の指名 (1番 西 美香 委員・2番 野元 京子 委員)

議事日程

日程第1 報告議案第3号	農地法第18条第6項の規定による合意解約通知・基盤強化法 について
日程第2 報告議案第4号	農地法第18条第6項の規定による合意解約通知・中間管理法 について
日程第3 議案第7号	農地法第3条第1項の規定による許可申請(1件)について
日程第4 議案第8号	農地法第5条第1項の規定による許可申請(4件)について
日程第5 議案第9号	農地の形質変更届出(1件)について
日程第6 議案第10号	農地中間管理事業に伴う農用地利用集積等促進計画案について
日程第7 議案第11号	農地中間管理事業に伴う農用地利用配分計画案について

## 会議の概要

局長 皆様、おはようございます。ただ今から、令和8年第2回いちき串木野市農業委員会総会を開催いたします。まず始めに、会長よりあいさつをお願いします。

会長 (あいさつ)

局長 ありがとうございます。それでは、総会の方を進めてまいります。いちき串木野市農業委員会会議規則第5条により、会議の議長は会長が行うことになっております。会長、よろしくお願いします。

議長 それでは会議規則に基づきまして、議長を務めさせていただきますが、まず事務局より、農業委員の出席状況の報告をお願いします。

局長 農業委員定数 12 名で現在数 12 名に対し、出席委員数 12 名、全員出席で過半数に達しております。よって、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項及びいちき串木野市農業委員会会議規則第 7 条の規定により、本日の総会が成立していることを報告いたします。なお、農地利用最適化推進委員の 3 名の方々も、出席されていることを報告いたします。

議長 それでは、お手元に配付してあります会次第に従いまして、進行していきたいと思っております。まず、議事録署名委員の指名を行います。いちき串木野市農業委員会会議規則第 15 条第 2 項に規定する議事録署名委員ですが、私から指名させていただくことでご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 それでは議事録署名委員は、1 番の 西美香 委員と、2 番の 野元京子 委員をお願いしたいと思います。

ただ今から、議事に入ります。日程第 1 報告議案第 3 号農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知・基盤強化法についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

棚町主査 1 ページをご覧ください。日程第 1 報告議案第 3 号農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知基盤強化法分は、1 件 7 筆 6,734 m<sup>2</sup>です。経営規模縮小のための解約で、一番上の農地は、後程 15 ページからの促進計画案の 1 番で、新たな耕作者へ契約を変更するための

解約です。よろしくお願いいたします。

議長

事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。何かご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

ないようですので、日程第1報告議案第3号農地法第18条第6項の規定による合意解約通知・基盤強化法については、報告のとおり決定することでご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしということなので、日程第1報告議案第3号については、報告のとおり決定することとします。

次に日程第2報告議案第4号農地法第18条第6項の規定による合意解約通知・中間管理法についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

棚町主査

2ページをご覧ください。日程第2報告議案第4号農地法第18条第6項の規定による合意解約通知中間管理法分は3件5筆12,550㎡です。1番は、後程15ページからの促進計画案の5番で、物納から賃料の支払へ契約内容を変えるための解約です。2番は17ページの配分計画案で、耕作者変更のための解約です。3番は今後耕作者を変更するための解約です。よろしくお願いいたします。

議長

事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。何かご質疑ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

ないようですが、日程第2報告議案第4号農地法第18条第6項の規定による合意解約通知・中間管理法については、報告のとおり決定することでご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしということですので、日程第2報告議案第4号については、報告のとおり決定することとします。

次に日程第3議案第7号農地法第3条第1項の規定による許可申請

1 件についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

棚町主査

日程第3議案第7号農地法第3条第1項の規定による許可申請についてです。今月の申請は1件です。3ページをご覧ください。No.1についてご説明いたします。譲受人が譲渡人から、所有する農地を売買により譲り受けたいという申請です。申請地の隣は譲受人の自宅で、農用地区域外農地です。現在は耕作されておりませんが、レモンや柚子を植える計画です。調査は【正】を上迫田委員、【副】を木場委員にお願いしてあります。よろしく申し上げます。

議長

現地調査の報告をお願いします。

上迫田委員

8番上迫田です。農地法第3条第1項の規定による許可申請No.1について、2月24日午前9時30分より、行政書士立会いのもと、木場委員と私が調査を実施いたしましたので報告します。申請地の位置図は、資料の3～4ページを参照してください。農地区分は農用地区域外農地です。譲受人が贈与により譲り受け、レモン、柚子を植え、自家消費するとのこと。自宅は農地の隣で現在リフォーム中で、終わり次第住む予定です。農機具の保有状況は耕耘機、草払い機等所有されています。私達が調査したところ、問題はないと思います。皆様のご審議をよろしくお願ひいたします。

議長

ありがとうございます。

上迫田委員

すみません、贈与ではなくて売買でした。

議長

事務局、調査員の説明がありましたが、皆さんの方から何か質問はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

ないようですので、日程第3議案第7号農地法第3条第1項の規定による許可申請については、申請のとおり許可することでご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

なしということで、日程第3議案第7号については、申請のとおり許可することとします。

次に、日程第4議案第8号農地法第5条第1項の規定による許可申

請についてを議題とします。今回の申請は4件であります。4件終了後質疑に入ります。なお、No.2については、日程第5議案第9号農地の形質変更届出についてと関連がありますが、その件については、5条の審議終了後協議したいと思います。ではNo.1について、事務局の説明をお願いします。

原田主査

日程第4議案第8号農地法第5条第1項の規定による許可申請4件についてであります。5ページをお開きください。No.1についてご説明いたします。譲受人は現在借家住まいで手狭であるため、申請地を買い受けて住宅を建築したいための申請であります。第3種農地で第1種中高層住居専用地域内にある農地であります。調査委員は【正】を古賀委員、【副】を西委員をお願いしてあります。ご審議方よろしくお願いいいたします。

議長

現地調査の報告をお願いします。

古賀委員

5番古賀です。農地法第5条第1項の規定による許可申請No.1について、2月26日木曜日午前9時より申請人代理人の行政書士立会いのもと、西委員と調査をしましたので報告いたします。資料の5、6ページをご覧ください。申請地は第3種農地第1種中高層住居専用地域内にある農地で、転用目的は借家住まいで手狭なため、申請地に住居を建築したい。被害防除計画書の造成計画は最高で1mの切土を行う。それに伴う被害防除策として擁壁を設ける。畑に接する面は擁壁を設け、周辺の農地への土砂の流失を防ぎます。そして、周辺の農地日照、通風等支障を及ぼすおそれを生じさせないための対策として、幅1m程度の緑地、緩衝地を設ける。用・排水計画の用水計画は公共上水道、雨水排水は水路放流。汚水、生活雑排水は公共下水道となっております。付近の状況ですが、東と西側は宅地、南は畑、北は道路です。資金調達計画は融資で、工期は3月～12月までとなっております。5条申請の備考欄に記載してあります書類等添付されており、何ら問題はないと思います。皆様のご審議の程、よろしくお願いいいたします。

議長

ありがとうございます。次にNo.2について、事務局の説明をお願いします。

原田主査

No.2についてご説明いたします。7ページをお開きください。借人は現在実家住まいで手狭であるため、親所有の申請地を使用貸借により住宅を建築したいための申請であります。第3種農地で第1種低層住居専用地域の農地であります。調査委員は【正】を野元委員、

【副】を外菌委員にお願いしてあります。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長 現地調査の報告をお願いします。

野元委員 2番野元です。農地法第5条第1項の規定による許可申請No.2について、2月21日(土)午前9時より、申請人代理人の行政書士立会いのもと、外菌委員と私が調査を実施しましたので報告いたします。申請地の位置図は7～8ページをご覧ください。転用の目的は、現在実家住まいで手狭なため、親の所有する申請地を借りて住宅を建築したいため。農地区分は第3種農地、第1種低層住居専用地域にある農地です。申請地の東側、南側、西側は畑、北側は道路です。申請地の造成計画は1mの盛り土をし、被害防除計画としてブロック擁壁と、3m程度の緑地、緩衝地を設ける。用・排水計画の用水計画は公共上水道、雨水排水は水路放流、汚水・生活雑排水は合併浄化槽です。資金は銀行融資で、許可後着工の予定です。被害防除計画書等は、5条申請の備考欄に記載してあります。私たちの調査では特に問題はないと思われませんが、皆様のご審議よろしくお願ひいたします。

議長 ありがとうございます。次にNo.3について、事務局の説明をお願いします。

原田主査 No.3についてご説明いたします。9ページをお開きください。譲受人は現在借家住まいで手狭であるため、申請地を買い受けて住宅を建築したいための申請であります。第3種農地で第1種中高層住居専用地域内にある農地であります。調査委員は【正】を西委員、【副】を古賀委員にお願いしてあります。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長 現地調査の報告をお願いします。

西委員 1番西です。農地法第5条第1項の規定による許可申請No.3について調査報告いたします。2月26日午前9時25分より、行政書士立会いのもと、古賀委員と調査を実施しました。資料の9～10ページをご覧ください。申請地は第3種農地、第1種中高層住居専用地域です。現在借家住まいであるが手狭であるため、申請地を譲り受けて住居を建築したいための申請です。西側の畑は耕作されていません。被害防除として擁壁を設置し、幅2m程度の緑地、緩衝地を設けます。用・排水計画として公共上水道、雨水排水は水路放流、汚水・生活雑排水は合併浄化槽にて処理します。東側は宅地、西は畑と宅地、南北は道

路です。備考欄に融資証明書他添付書類が記載されています。3月から着工したいとのことです。私共としては何ら問題ないと見てきましたが、皆様のご審議の程よろしく申し上げます。

議長                    ありがとうございます。次にNo.4について、事務局の説明をお願いします。

原田主査                No.4についてご説明いたします。11 ページをお開きください。譲受人は現在借家住まいで手狭であるため、申請地の袴田〇〇番と〇〇番を分筆した一部と、隣接の〇〇番を買い受けて住宅を建築したいための申請であります。第3種農地で第1種低層住居専用地域内にある農地であります。調査委員は【正】を久木山委員、【副】を川畑委員にお願いしてあります。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長                    現地調査の報告をお願いします。

久木山委員              6番久木山です。2月21日(土)午前9時半より、川畑委員、行政書士と3名で農地転用実態調査を実施致しました。申請地については11ページ、12ページを参照してください。転用事由は、借家住まいで手狭であるため、申請地を譲り受けて住宅を建築したいとの事です。農地区分は第3種農地で、第1種低層住居専用地域であります。被害防除計画は、北側と南側は畑、東側は宅地、西側は道路であり、土留め工事はブロック3段積み、造成計画は現状のまま利用する計画です。用水計画は公共上水道、雨水排水は水路放流、汚水・生活雑排水は合併浄化槽であり、何ら問題はないと思います。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長                    ありがとうございます。事務局、調査委員の説明が終わりましたので、これより質疑に入りたいと思います。まずNo.1から、何かご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長                    ないようですので、No.2について何かご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長                    No.3について、何かご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 ないようですので、No.4について何かご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 それでは日程第4議案第8号農地法第5条第1項の規定による許可申請4件については、申請のとおり許可することでご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 異議なしということで、日程第4議案第8号については、4件全て申請のとおり許可することといたします。

次に日程第5議案第9号農地の形質変更届出についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

原田主査 日程第5議案第9号農地の形質変更届出についてであります。13ページをお開きください。形質変更届出は、農地に盛土をする等農地として造成を行う場合に必要な手続きとなります。平江〇〇番、田623㎡の土地について、盛土後畑にして露地野菜等を植えたいという届出であります。調査委員は【正】を外菌委員、【副】を野元委員にお願いしてあります。ご審議方よろしく申し上げます。

議長 現地の調査報告をお願いします。

外菌委員 9番外菌です。日程第5議案第9号農地の形質変更届出について、2月21日午前9時、行政書士立会いのもと、私と野元委員で調査を実施しましたので報告いたします。申請地の位置図は資料の13、14ページを参照してください。先程日程第4議案第8号農地法第5条第1項の規定による許可申請No.2で報告がありました宅地の周りに30cm盛土をし、田から畑に形質変更して、自家消費用のじゃがいも、人参、玉ねぎ等を栽培する予定です。申請者は水稲やその他の野菜を今まで栽培しているので、農機具は全て持っています。雨水排水は自然流下です。備考欄に平面図等記載されています。周りには西に田があるだけで、他は道路と雑種地で、特に問題はないと見てきました。皆様方のご審議よろしくお願いいいたします。

議長 ありがとうございます。事務局と調査員の説明が終わりましたが、これより質疑に入りたいと思います。何かご質問がございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 ないようですが、日程第5議案第9号農地の形質変更届出については、報告のとおり決定することでご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 異議なしということで、日程第5議案第9号については、報告のとおり決定することといたします。

次に日程第6議案第10号農地中間管理事業に伴う農用地利用集積等促進計画案についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

棚町主査 15～16ページをご覧ください。日程第6議案第10号令和8年5月31日開始の農地中間管理事業に伴う農用地利用集積等促進計画案についてです。13件、16筆9,563㎡で、全て新規の契約です。よろしくをお願いします。

議長 事務局の説明が終わりましたが、何かご質疑ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 ないようですが、日程第6議案第10号農地中間管理事業に伴う農用地利用集積等促進計画案については、報告のとおり決定することでご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 異議なしということで、日程第6議案第10号については、報告のとおり決定することといたします。

次に日程第7議案第11号農地中間管理事業に伴う農用地利用配分計画案についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

棚町主査 17ページをお願いします。日程第7議案第11号令和8年5月31日開始分の農地中間管理事業に伴う農用地利用配分計画案は、耕作者変更機構貸出分で、1件2筆7,031㎡です。先程2ページの合意解約の2番でご審議いただきました農地です。当初の契約内容を変更せず、耕作者の変更のみを行う場合に用いられる契約です。よろしくをお願いします。

議長 事務局の説明が終わりました。何か皆さんの方から質問はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

よろしいですか。日程第7議案第11号農地中間管理事業に伴う農用地利用配分計画案については、報告のとおり決定することでご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしということで、日程第7議案第11号については、報告のとおり決定することといたします。

以上で、議事が終わりました。

議事録署名委員

• \_\_\_\_\_

• \_\_\_\_\_